

いしいケア・クリニック

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人新生会が開設するいしいケア・クリニックが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 いしいケア・クリニック
- (2) 所在地 山口県岩国市麻里布町3丁目5番5号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		診療所と兼務
理学療法士	理学療法士	1		訪問看護と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から木曜日。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分（火曜日は午後1時から午後5時まで、水曜日は午前8時から正午までとする）

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岩国圏域（離島を除く旧岩国市、和木町）とする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 10 条 事業者は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等速やかに必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第 11 条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制を整備し、それらを適切に従事者に周知するとともに、事業所において感染症が発生しないよう予防に努め、発生時にはまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する訪問リハビリテーションを継続的に実施、または早期再開ができるよう計画（業務継続計画）を作成し、計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第 13 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務をふまえたハラスメント対策」に取り組みハラスメントへの対策を行う。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人新生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から一部改訂する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から一部改訂する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から一部改訂する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂する。